

議員提出議案第10号

生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成23年9月8日

提出者 樋口清士

賛成者 中浦新悟

〃 山田耕三

## 生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例

生駒市法令遵守推進条例（平成19年6月生駒市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の1条を加える。

（面会の記録等）

第9条の2 市長、副市長及び教育長（以下これらを「記録義務者」という。）は、その職務を執行するに当たって職員以外の者と面会したときは、次に掲げる事項（面会の相手が明らかにしない事項を除く。）を記録するものとする。ただし、公式な会議の場その他これに類する場で面会したときは、この限りでない。

- (1) 面会の日時
- (2) 面会の場所
- (3) 面会の相手の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地
- (4) 面会の件名及び内容

2 記録義務者は、前項の規定により記録した事項（以下「面会記録」という。）のうち次に掲げる事項を除いたものを、面会の日属する月の翌月の末日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 面会の相手が特定される事項（公職者の氏名及び法人その他の団体の名称を除く。）
- (2) 公にすることにより、面会の相手の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる事項
- (3) 公にすることにより、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる事項

3 市長は、前項の規定により面会記録が報告されたときは、速やかにこれを一般の閲覧に供するものとする。

4 記録義務者は、面会記録のうち第2項第3号に該当するものとして市長に報

告しなかった事項について、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなくなると認められるときは、速やかに市長に当該事項を報告しなければならない。

5 第3項の規定は、前項の規定による報告があった場合について準用する。

#### 附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

生駒市法令遵守推進条例の改正について

新旧対照表

現行	改正案
<p>(記録された要望等の公表)</p> <p>第9条 略</p>	<p>(記録された要望等の公表)</p> <p>第9条 略</p> <p>(面会の記録等)</p> <p>第9条の2 市長、副市長及び教育長(以下これらを「記録義務者」という。)は、その職務を執行するに当たって職員以外の者と面会したときは、次に掲げる事項(面会の相手が明らかにしない事項を除く。)を記録するものとする。ただし、公式な会議の場その他これに類する場で面会したときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 面会の日時</li> <li>(2) 面会の場所</li> <li>(3) 面会の相手の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地</li> <li>(4) 面会の件名及び内容</li> </ol> <p>2 記録義務者は、前項の規定により記録した事項(以下「面会記録」という。)のうち次に掲げる事項を除いたものを、面会の日の属する月の翌月の末日までに市長に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 面会の相手が特定される事項(公職者の氏名及び法人その他の団体の名称を除く。)</li> <li>(2) 公にすることにより、面会の相手の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる事項</li> <li>(3) 公にすることにより、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる事項</li> </ol> <p>3 市長は、前項の規定により面会記録が報告されたときは、速やかにこれを一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>4 記録義務者は、面会記録のうち第2項第3号に該当するものとして市長に報告しなかった事項について、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがなくなると認められるときは、速やかに市長に当該事項を報告しなければならない。</p> <p>5 第3項の規定は、前項の規定による報告があった場合について準用する。</p>

